

徳島県告示第五百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社徳島ベース	徳島市川内町大松八〇二・四	オプリージュ調剤薬局佐古店	徳島市佐古八番町四・一五	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和七年八月一日
有限会社 a d d	同 蔵本元町二丁目四〇番地七	ありす調剤薬局北島店	板野郡北島町鯛浜字かや一五三・一三	同	同
株式会社ソレイユ	海部郡海陽町四方原字杉谷二八・二	スマイル調剤薬局市場店	阿波市市場町山野上字大西一七二・一	同	同
株式会社レイル	徳島市佐古六番町七番四号	スマイル調剤薬局問屋町店	徳島市問屋町三五番地	同	同 十月一日
有限会社井上調剤薬局	同 南田宮二丁目一番六六号ハイツ明日華	井上調剤薬局城南店	同 八万町式丈九七番八	同	同